

コーポレート・ガバナンス

〓 コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

ダイセキは企業経営における透明性及び健全性向上のため、法令及び社会規範を遵守した企業活動を最重要課題として位置づけています。監査等委員会制度を採用しており、社外取締役3名で監査等委員会を構成し、取締役会の監督機能を一層充実させています。社外取締役のうち2名は女性であり、女性ならではの視点で助言を行っています。

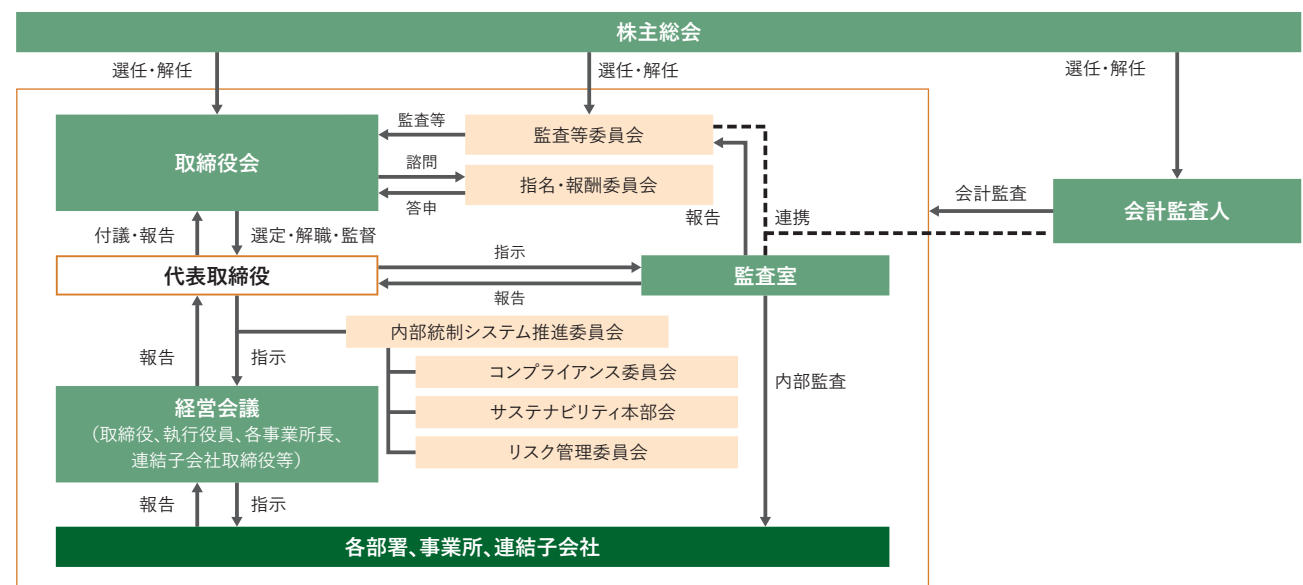
業務執行責任の明確化と経営の効率化・意思決定の迅速化を目的に、2020年5月に執行役員制度を導入しました。日常の企業活動を行う上で必要な権限は、各事業所長及び各

グループ会社の社長にその権限を委譲し、取締役、執行役員、各事業所長、各グループ会社の取締役等による経営会議を開催しています。

また、2023年5月にはダイセキのガバナンスをさらに強化するため、会社経営者としての経験を有する社外取締役を1名追加し、過半数が社外取締役となりました。



ダイセキのコーポレート・ガバナンス体制



取締役会

取締役会は社内取締役3名、社外取締役1名、監査等委員である社外取締役3名の計7名で構成されています。また、2名は女性取締役で、ダイバーシティにも配慮した人員構成となっています。原則として月1回の定時取締役会を開催するほか、

2025年度の重点テーマ

- ・ダイセキ環境ソリューションの株式に対する公開買付け
- ・SyncMOFの事業譲受
- ・来期以降3事業年度のグループ全体の主な投資案件
- ・自己株式の取得及び消却
- ・政策投資株式保有方針の確認
- ・取締役会の実効性評価
- ・来期以降の人事制度刷新に向けた計画の推進
- ・ダイセキグループの環境方針、安全衛生方針、人権方針、
腐敗防止方針の策定

必要に応じて臨時取締役会を開催しています。タイセキグループではグループ全般に係る迅速かつ確かな意思決定と効率的な組織運営を目的とし、取締役会の開催頻度を高くしています。



開催頻度と実績

- ・原則として毎月1回開催(必要に応じて随時開催)
- ・2025年度は21回開催

監査等委員会

ダイセキは監査等委員会設置会社であり、利害関係のない社外取締役3名で構成される監査等委員会を原則として月1回開催しています。監査等委員会では監査等に関わる重要な事項の報告、協議及び決議を行っています。

監査等委員会における具体的な検討内容

- ・ 内部統制システムの整備、運用状況
- ・ 会計監査人の監査の相当性
- ・ 内部統制の構築状況
- ・ 取締役及び従業員等の職務執行状況

監査等委員の主な活動

- ・取締役会等重要会議への出席
- ・監査講評会、監査結果説明会等への出席
- ・取締役及び従業員との意見交換
- ・重要な決裁書類等の閲覧・調査

指名・報酬委員会

指名・報酬委員会は取締役の指名・解任及び報酬等について取締役会の諮問に応じて決定し、取締役会の機能の独立性、客観性及び説明責任を強化しています。

指名・報酬委員会における具体的な検討内容

- ・取締役の選定・解職、取締役の報酬限度額及び報酬水準に関する事項
- ・その他取締役会が必要と認める事項

>> 役員報酬

取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)には固定報酬としての基本報酬及び株式報酬を、社外取締役(監査等委員を除く)には基本報酬を支払います。

企業価値の持続的な向上とサステナブル経営の実践・推進の向上を図るインセンティブとして機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役に対する報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としています。

社外取締役(監査等委員)への報酬は、株主総会で決議さ

	員数(名)		報酬支給額(百万円)	
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)	3	3	146	144
社外取締役(監査等委員を除く)	1	1	2	2
社外取締役(監査等委員)	5	3	7	8

>> サクセッションプラン

ダイセキでは経営者と次世代リーダーを育成する取り組みを行っています。2025年度は通年で慶應義塾大学とパーソル総合研究所が主催する人的コンソーシアムに11名が参加し、2026年6月には外部の経営者を招いて勉強会を開催しました。

2025年度の重点テーマ

- ・ダイセキ環境ソリューションの株式公開買付けの妥当性の検討
- ・SyncMOFの事業譲受の妥当性の検討



開催頻度と実績

- ・原則として毎月1回開催(必要に応じて随時開催)
- ・2025年度は14回開催



開催頻度と実績

- ・年1回以上開催（必要に応じて随時開催）
- ・2025年度は3回開催



コーポレート・ガバナンス

>> 取締役会によるサステナビリティガバナンス

ダイセキの社長を含む業務執行役員とグループ会社の社長で構成されるサステナビリティ本部会を年2回開催し、環境保全、気候変動問題、人的資本に係るリスク管理を含む重要事項を審議・策定しています。社長から気候変動問題を含む環境分野を担当する統括環境管理責任者として任命された企画管理本部長がサステナビリティ本部会に具体的な計画を付議し、同本部会での計画が審議の上策定されます。取締役会ではその計画の内容と進捗状況が報告されます。

>> グループ会社のガバナンス

ダイセキグループではグループ会社のガバナンスを強化するために、以下のように様々な取り組みを行っています。

① 経営会議

ダイセキの取締役、執行役員、各事業所長、及びグループ会社の取締役等が出席する経営会議を毎月開催しています。経営会議では重要事項の指示、伝達、意見交換、情報交換を行っています。

② グループ会社への取締役の派遣

ダイセキからダイセキMCR、システム機工、北陸ダイセキに取締役を1名ずつ派遣してグループ会社のガバナンスを行っています。

③ グループ会社とのコミュニケーション強化

ダイセキは2023年度からグループ会社の実態把握とコミュニケーションの強化を図るために、事業活動の推進を担当す

る事業統括本部とコンプライアンス遵守を担当する企画管理本部がともにグループ会社との個社別経営会議を行っています。経営成績に関する進捗状況の確認、マネジメント上の課題の相談、ダイセキへの応援要請等、幅広く議論しています。

④ グループ一体経営に向けたPMIの推進

2025年度にダイセキ環境ソリューションの完全子会社化やSyncMOFの事業譲受をしたことを踏まえ、2026年度はグループ連携元年と位置づけスタートしています。グループ一体経営の実現に向け経営理念やビジョンの共有とガバナンスの統合を図り、業務インフラの共通化や組織・文化の融和を進め、クロスセルによるグループ全体のシナジー効果を最大化します。

>> 取締役会の実効性評価

ダイセキは「コーポレートガバナンス・コード」に基づき、取締役会の機能及び実効性のより一層の向上に取り組むことが重要であると考えており、毎年取締役会の実効性に関する分析及び評価を行い、その結果の概要を開示しています。

① 実施内容

- 評価対象 …… 2024年9月から2025年8月までに開催された取締役会
- 評価者 …… 全ての取締役
- 概要 …… 評価項目

- ① 取締役会の構成と運営
- ② 経営戦略と事業戦略
- ③ 取締役会での議論について
- ④ 取締役会の運営について
- ⑤ 社外取締役との対話
- ⑥ ガバナンス体制・取締役会の実効性
- ⑦ その他取締役会にて議論すべきテーマ

② 分析及び評価結果

- アンケート結果 …… 概ね肯定的
- 取締役会の実効性 …… 概ね確保されていることを確認

③ 実効性に向けた施策

- 改善を図る必要が指摘された課題は以下の3項目

- ① 翌年度の予算策定から予算決定までに至った重要なポイントについての説明を受け、その内容について十分な議論をする場を設けることについての検討。
- ② 重要な投資予定案件についての説明及びその決定の可否について取締役会にて十分な議論を行っているが、進捗状況についての把握も重要であるため、その説明を受ける場を設けることについての検討。
- ③ 「女性活躍・男女共同参画の重点方針」において、プライム企業の女性役員比率を2030年までに30%以上を目指す目標が盛り込まれたこともあり、社内での将来の女性取締役候補者養成の取り組みを強化し、取締役会の多様性を高めることについての検討。

リスクマネジメント

>> リスクマネジメントに対する基本的な考え方

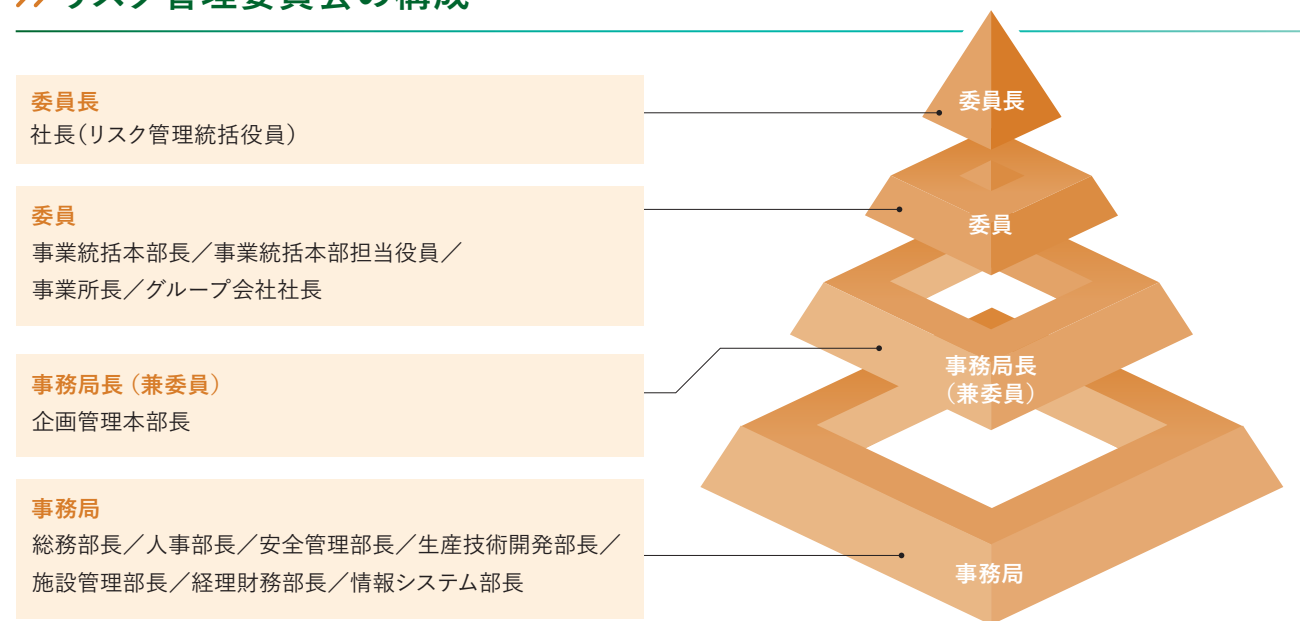
ダイセキは地震等の自然災害、労働災害、情報漏洩等、様々なリスクに対応するため、2006年に「リスク管理規程」を制定しました。また、リスクマップを作成し、リスク分類ごとに責任部門を定めて対応する体制を整えています。

リスクマネジメントを中心的に担う「リスク管理委員会」は、代表取締役社長を長とし、ダイセキグループのリスクを網羅的・総括的に管理しています。部門ごとのリスク管理状況は監

査室が監査し、その結果を定期的にリスク管理委員会と取締役会に報告し、改善策を審議・決定しています。

また2021年度から、TCFD提言に基づく気候変動によるリスク分析について、サステナビリティ本部会やリスク管理委員会でも審議を行い、経営会議で進捗状況を確認し取締役会で報告しています。

>> リスク管理委員会の構成



>> リスクマップとその対応 ※影響度大の項目のみ抜粋

影響度	大	● 役員の廃掃法欠格要件抵触 ● 会計関連のルール違反 ● 財務状況悪化 ● 大型台風、大規模地震 ● 経営成績、キャッシュ・フローの異常変動 ● 爆発・火災事故（被災含む） ● 問題企業との取引 ● 反社勢力対応 ● 経営判断情報の漏洩 ● 重要な訴訟事件発生 ● 長時間の停電・工業用水停止 ● サーバーのダウン	● インサイダー取引 ● 社員の大きな不祥事 ● 最終処分先の受け入れ停止 ● 競合対策上の独禁法違反 ● 下請法に対する不適切な対応 ● 法改正の対応不徹底 ● 長時間労働に伴う労基法違反、労働安全衛生法違反、労働災害 ● 不正確な財務報告	● 廃掃法違反 ○ 許可内容違反（品目、能力等） ○ 契約書の不存在・虚偽・紛失 ○ マニフェストの不存在・虚偽 ● 廃掃法で定める他法令違反 ● 労災や漏洩等の事故 ● マテリアルリサイクルの進展 ● 戦争等によるサプライチェーン断絶の長期化 ● サイバー攻撃による情報システムの破綻
		低い	中間	高い

発生頻度

廃掃法をはじめとする法令違反、労災・漏洩等の事故が最も大きいリスクになると判断しているため、安全管理とコンプライアンス遵守を強化しています。また、マテリアルリサイクルの進展に対応するため、新規事業開発と研究開発を進めています。

安全

コンプライアンス